

審査便覧（抜粋）

地域団体商標の取扱いについて

1. 地域団体商標制度の導入

近年、地域産業の活性化や地域おこしの観点から、いわゆる地域ブランドに対する注目が高まっている。地域ブランド化の取組みは、地域の自然的条件を活かした農林水産物や食品などの特産品、地域に歴史的な関連のある伝統的工芸品、地域において提供される特色あるサービスなどを、地域の複数の事業者が地域名を付した共通のブランド名を用いて販売・提供し、他の地域の商品やサービスとの差別化を図って、その付加価値を高めていこうとするものである。

しかしながら、地域ブランドが需要者の間で知名度を有するようになり、ブランド名に対する需要者の信用が高まると、その信用に便乗しようとする他者が地域外の商品やサービス、あるいは品質の低い商品やサービスに同じブランド名を使用することによって、地域ブランドの信用が毀損される事態が生じうる。

このような他人による信用への便乗を防止し、排除するためには、ブランド名について商標登録を受けることが有効な方策であるが、商標法の下で、地域ブランドについて多く用いられる地域の名称と商品（役務）の名称を組み合わせた商標の登録を受けることは、必ずしも容易ではないとの問題があった。すなわち、地域の名称と商品（役務）の名称等からなる文字商標については、出所を識別できない、事業者が広く使用を欲する商標であり一事業者による独占に馴染まないといった理由から、商品の産地、販売地、品質又は役務の提供の場所、質等を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標等に該当するとして、原則的に登録を受けることができないとされている（商標法第3条第1項）。

このような商標の登録を受けるためには、実務上出願人の商標として全国的な知名度を獲得し、「需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができる（商標）」と認められることが必要とされているため（商標法第3条第2項）、全国的な知名度を獲得するまでの間は他人の便乗使用を排除できず、また、他人により使用されることによって、出願人の商標としての知名度の獲得がますます困難となるという問題がある。

一方、地域の名称や商品（役務）名を含む商標であっても、特徴のある図形が付加された商標については、当該図形部分において自己の商品（役務）を他人の商品（役務）から識別することができるため、商標全体として識別力を有するものとして商標法第3条第1項に該当せず、他の登録要件を満たす限り、

商標登録を受けることができる。しかしながら、このような図形入りの商標については、他人が文字部分は同一であっても図形部分が異なる商標を使用した場合には、原則としてこれらの商標が類似とは認められないことから、他人の便乗使用を有効に排除できないという問題がある。

以上のような問題により、地域ブランドについて多く用いられる地域の名称と商品（役務）の名称を組み合わせた文字商標については、商標法による保護が限定されており、発展段階にある地域ブランドの保護について関係事業者の期待に十分応えられていないのではないかと指摘があった。このため、全国的な需要者との関係では十分に出所識別機能を有しているとまでは言えない段階にあっても、商標登録を受けることができるように制度を整備することが課題となっていた。

そこで、地域の名称及び商品（役務）の名称等からなる商標について、地域との密接な関連性を有する商品（役務）に使用され、需要者の間に広く認識されている場合には、事業協同組合その他特別の法律により設立された組合による地域団体商標の登録を可能とする地域団体商標制度を導入した。

2．地域団体商標の登録の要件

商標法第7条の2は、その登録の要件として、

地域団体商標登録出願に係る主体要件を満たしていること

団体が、その構成員に使用をさせる商標であること

商標が周知性を有すること

商標が地域の名称及び商品（役務）の名称等の文字のみからなること

商標中の地域の名称が商品（役務）と密接な関連性を有すること

を規定している。

なお、その他の登録要件については、通常の商品と同様である（ただし、商標法第3条第1項第3号ないし第6号及び同条第2項の適用を除く。）

3．出願の変更

商標登録出願人は、地域団体商標の商標登録出願について、通常の商品登録出願又は団体商標の商標登録出願に相互に出願の変更をすることができる（商標法第11条）。

なお、商標法第11条第1項又は第3項の規定による通常の商品登録出願又は団体商標の商標登録出願から地域団体商標の商標登録出願への変更の際には、商標法第7条の2第4項に規定する「商標登録出願人が組合等であることを証明する書面」及び「商標登録出願に係る商標が第2項に規定する地域の名称を含むものであることを証明するため必要な書類」の提出が必要である。

ただし、国際商標登録出願については、出願の変更はできない（商標法第68条の13）。

4．地域団体商標に係る商標権の取扱い

地域団体商標に係る商標権であっても、その権利の内容及び範囲については基本的に通常の商標権と同じである。

しかし、その制度趣旨（商標法第7条の2第1項）から、権利の移転（商標法第24条の2第4項）、専用使用権の設定の制限（商標法第30条第1項）、構成員の登録商標を使用する権利（商標法第31条の2）、先使用権の要件の緩和（使用商標が周知であるか否かを問わない：商標法第32条の2）、無効審判の除斥期間（周知性の要件に係る瑕疵の治癒：商標法第47条第2項）のように、通常の商標権とは異なる取扱いが設けられている。

47.101.01

地域団体商標登録出願に係る主体要件について

- 1.(1)出願人は、法人格を有する事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合であることが必要である。

商標法第7条の2第1項柱書中の「事業協同組合」とは中小企業等協同組合法に規定する事業協同組合をいう。

商標法第7条の2第1項柱書中の「その他の特別の法律により設立された組合」とは、農業協同組合法により設立された農業協同組合、水産業協同組合法により設立された漁業協同組合等をいう。

- (2)組合の設立根拠法に構成員たる資格を有する者の加入を不当に制限してはならない旨が規定されていることが必要である。
- (3)複数の者が共同して地域団体商標登録出願をする場合、出願人全員が、主体要件を備えていることが必要である。

- 2.(1)地域団体商標登録出願時に、商標法第7条の2第1項の「組合等であることを証明する書面」として、組合等の登記事項証明書、加入の自由を示した設立根拠法の写しが必須の提出書面である(商標法第7条の2第4項)。

なお、共同出願の場合は出願人全員についてこれらの書面の提出が必要である。

また、当該書面の提出がない場合には、出願が却下されることとなる。

- (2)願書に設立根拠法の該当する条文その他必要な事項を記載することで、上記の「設立根拠法の写し」の提出に代えることができる(商標法施行規則第2条様式第3の2備考2)。
- (3)地域団体商標の主体要件については、方式審査事項であり、かつ、実体審査における拒絶理由の対象でもある。

- 3.商標登録を受けることができない者

商標法第7条の2第1項の主体要件から、個人、地方自治体、社団法人、財団法人、株式会社、特定非営利活動法人(いわゆるNPO法人)、有限責任事業組合(いわゆるLLP)、フランチャイズチェーン及び商工会議所等は、地域団体商標の商標登録を受けることはできない。

これらの者は、地域団体商標の主体（権利者）となることはできないが、地域団体商標の権利者から使用許諾を得て、地域団体商標の使用をする（商標法第31条）か、または団体の構成員となることができれば、その構成員としての資格で地域団体商標の使用をすることができる（商標法第31条の2）。

4. 「これに相当する外国の法人」とは

商標法第7条の2第1項に規定する「これに相当する外国の法人」とは、「業として商品の生産や役務の提供をする事業者を構成員に有し、かつ、設立根拠法により加入の自由が担保されている法人格を有する外国の団体」をいう。

外国の法人においても、地域団体商標登録出願時に、以下の証明書等の提出が必要である。

出願人が法人格を有することを証明する書面

当該法人の設立根拠法を明示した書類

上記設立根拠法において「構成員たる資格を有する者の加入を不当に制限してはならない旨」が記載されている同法の写し

なお、外国の場合、我が国とは法制が相違することが考えられることから、各国の法制の実状を考慮するものとする。

47.101.02

構成員に使用をさせる商標について

1. 地域団体商標は、事業者を構成員に有する団体がその構成員に使用をさせる商標であり、商品（役務）の出所が当該団体の構成員であることを明らかにしたものである。

そのため、地域団体商標として登録される商標は、団体がその構成員に使用をさせる商標であることが必要となる。

2. 明らかに地域団体商標を構成員に使用をさせることを目的としない団体は、地域団体商標の登録を受けることができない。

構成員に使用をさせるものとは認められない具体例としては、「消費生活協同組合」が挙げられる。この団体は、その設立根拠法からその構成員に商標を使用させることを前提とする団体ではないからである。

[参考条文]

消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号)

(組合基準)

第2条 消費生活協同組合は、この法律に別段の定のある場合の外、左の各号に掲げる

要件を備えなければならない。

二 組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることのみを目的とすること。

3. 地域団体商標を団体自らが使用をする商標でも、その構成員に使用をさせることが推定されるような場合には、地域団体商標の登録を受けることができる。

47.101.03

地域団体商標登録出願に係る商標の周知性について

1. 「需要者の間に広く認識されている」とは

(1) 商品の流通経路を考慮して周知性を判断するものとする。

収穫地、生産地で消費され尽くすもの、いわゆる地産地消のものについては、商標審査基準第7 第7条の2 一、4.(1)に従って判断するものとする。

収穫地、生産地で消費されずに大消費地に輸送されてしまい生産地でほとんど流通しない商品についての、上記審査基準の適用については、当該収穫地、生産地の隣接都道府県ではなく、当該商品の消費地における周知性をもって判断するものとする。

例えば、漁獲されたら直ちに消費地に空輸されるような性格の商品（食用魚介類）であれば、漁獲地の隣接都道府県ではなく、空輸先の消費地における周知性を判断するものとする。

(2) 例えば、北海道又は沖縄県等における上記審査基準の適用については、地理的に隣接する都道府県がないこと等から、その道内又は県内における周知性を十分勘案して判断するものとする。

(3) 外国の地名に係る地域団体商標についての上記審査基準の適用については、日本国内での周知性を必要とし、具体的には輸入に係る商品であることが多いことから、例えば、大消費地（東京都及びその隣接県）における周知性で足りるものとする。

なお、商品の特性から使用地域が限定されるものであれば、その地域の隣接都道府県における周知性で足りるものとする。

2. 使用されている商標と出願された商標の同一性の判断について

原則として、両商標が同一であることが必要である。ただし、使用されている商標と地域団体商標登録出願に係る商標は、商標審査基準第7 第7条の2 一、3. で準用する同審査基準第2 第3条第2項 2.(2)及び(3)に従って同一性を判断するものとする。また、組合等の構成員の使用に係る商標が、それぞれ相違していることも想定されるが、このような場合も同審査基準に従って、同一性を判断するものとする。

3. 使用されている商品（役務）と出願された指定商品（役務）の同一性の判

断について

原則として、両商品（役務）が同一であることが必要であることから、周知性の有無は個別の指定商品（役務）ごとに判断するものとする。

47.101.04

**商標が地域の名称及び商品（役務）の名称等
の文字のみからなること**

1. 地域の名称

(1) 地域の名称は、地理的名称を広く含むものである。さらに、地域名の愛称や雅称は地域を特定できるものとして一般的に用いられているものであれば、原則として、地域の名称として認めることとする。

(2) 複数の地域の名称を含むもの

例えば、以下の場合は、複数の地名をその構成中に含むものであるが、このような場合も「地域の名称」として認める。

「武蔵岩槻どじょう」(地域：埼玉県さいたま市岩槻区)

旧国名である「武蔵」の地域内にさいたま市岩槻区は、包含されることから、地域を特定できる。

「市川浦安海苔」(地域：千葉県市川市、同浦安市)

隣接する市であり、地域を特定できる。

「川越竹間沢紬」(地域：埼玉県入間郡三芳町竹間沢)

「川越」の文字部分は、江戸時代の川越藩に由来するものであり、

「竹間沢」地区は旧藩領にあることから、地域を特定できる。

2. 普通名称

指定商品（役務）との関係で、普通名称であるか否かを判断するものとする。

指定商品（役務）の名称と同一又は、その略称又はその俗称の場合に普通名称と判断するものとする。

例えば、指定商品「さつまいも」について商標「さつまいも」、指定商品「伊予柑」について商標「いよかん」などは、全体として商品の普通名称であり、地域団体商標の登録を受けることはできない（商標法第3条第1項第1号）。

全国各地において同一名称で栽培、生産されているような商品及び全国各地で同一名称で提供されるような役務は、全体で商品（役務）の普通名称と考えられる。

3. 種苗法に基づく品種登録中の品種の名称

種苗法に基づく登録品種の名称は、商標法第4条第1項第14号の規定により登録されない。この場合、種苗法上の育成者権を持つ者と地域団体商標登録出願の出願人が同一であっても登録を受けることはできない。

4. 色彩を付した文字のみで表した商標について

色彩も標章の構成要素（商標法第2条第1項柱書）であるから、文字と色彩の組み合わせからなるものは、地域団体商標として登録されない。

47.101.05

商標中の地域の名称が商品（役務）と密接な 関連性を有することについて

1．地域の名称は、出願人である団体又はその構成員が商標登録出願前から出願に係る商標を使用していた商品（役務）と密接な関連性を有するものでなければならない。

実際に団体や構成員が、出願に係る商標をどのような商品（役務）に使用し、その商品（役務）が商標中の地域の名称とどのような関連性を有しているかについては、出願人からの書類の提出がない限り判断できないことから、書類の提出を求めることにした（商標法第7条の2第4項）。

なお、共同出願の場合は出願人全員について書類の提出が必要となる。

2．上記1．の書類の有無についての確認は、方式審査事項である。

3．上記1．の書類の提出はあるが、その書類によっては、商標中の地域の名称が、商品の産地又は役務の提供地等、商標の使用をしている商品（役務）と密接な関連性が認められないため、商標法第7条の2第2項にいう「地域の名称」に該当せず、結果として、商標が地域の名称及び商品（役務）の名称等の文字のみからなるものと認められない場合は、商標法第7条の2第1項の要件を具備しないものとして、拒絶の理由を通知する。

47.101.06

他人の商標との類否判断について

1. 類否判断における地域団体商標の取扱い

登録された地域団体商標は、使用により商標全体が不可分かつ一体なものとして需要者の間に広く認識された結果、商標登録されたという事情を考慮して商標全体を不可分一体であるとして商標法第4条第1項第11号の判断を行うものとする。

なお、登録された地域団体商標の類否の判断についても、商標審査基準第3九、第4条第1項第11号1.の考え方を変更するものではなく、最終的には外観、称呼、観念のそれぞれの判断要素を総合的に考察し、他人の後願の商標との類否を決定するものとする。

2. 地域団体商標と同一又は類似の文字部分を含む他人の先後願商標との関係

(1) 他人の先願の商標との関係

地域団体商標の商標登録出願より先に出願された商標で、その地域団体商標と同一又は類似の文字と識別力のある図形又は文字との組み合わせにより登録された商標が存在する場合、原則として、先願の登録商標はその図形等の部分が商標の要部であり、地域団体商標とは類似しないと判断されることから、後願の地域団体商標の商標登録出願には、商標法第4条第1項第11号を適用しない。

例外として、先願の登録商標中の地域団体商標と同一又は類似の文字部分が周知となっており、権利者の出所を表示するものと認められる場合には、その登録商標と類似するとして、後願の地域団体商標の商標登録出願に商標法第4条第1項第11号を適用する。


(2) 他人の後願の商標との関係

登録された地域団体商標より後に出願された商標で、その地域団体商標と同一又は類似の文字を含む商標については、地域団体商標が需要者の間で周知となっているとして登録された商標であることから、需要者は、後願の商標の文字部分に着目して記憶し取引に当たることが少なくないものと考えられるため、原則として、後願の商標は地域団体商標と同一又は類似の商標として取り扱うものとする。

具体例

商標法第4条第1項第11号を適用する例

(指定商品「東京都産のりんご」) (指定商品「りんご」)
地域団体商標「東京りんご」に対し、後願商標「東京リンゴ」
地域団体商標「東京りんご」に対し、後願商標「とうきょうりんご」
地域団体商標「東京りんご」に対し、後願商標「本場東京りんご」
地域団体商標「東京りんご」に対し、後願商標「東京のりんご」
地域団体商標「東京りんご」に対し、後願商標「東京産りんご」

地域団体商標「東京りんご」に対し、後願商標「京  」

(指定商品「東京都産のりんご」) (指定商品「東京都産りんご」)
地域団体商標「東京産りんご」に対し、後願商標「東京リンゴ」

(指定商品「東京都産のビール」) (指定商品「ビール」)
地域団体商標「東京ビール」に対し、後願商標「TOKYO BEER」
地域団体商標「東京ビール」に対し、後願商標「東京麦酒」
地域団体商標「東京ビール」に対し、後願商標「トウキョウビール」
地域団体商標「東京ビール」に対し、後願商標「東京
ビール」
地域団体商標「東京ビール」に対し、後願商標「東京ビール」
地域団体商標「東京ビール」に対し、後願商標「東京ビール倶楽部」

商標法第4条第1項第11号を適用しない例

(指定商品「東京都産のりんご」) (指定商品「みかん」)
地域団体商標「東京りんご」に対し、後願商標「東京みかん」

(指定商品「東京都産のりんご」) (指定商品「りんご」)
地域団体商標「東京りんご」に対し、後願商標「江戸りんご」

(指定商品「東京都産のビール」) (指定商品「ビール」)
地域団体商標「東京ビール」に対し、後願商標「ビール東京」
地域団体商標「東京ビール」に対し、後願商標「東京限定ビール」

47.101.07

**「地域の名称」との関係における
指定商品（指定役務）の記載について**

地域団体商標は、その構成上、需要者をして、「その地において生産される商品」であるとか「その場所において提供される役務」等の認識を生じさせやすいことから、その指定商品（指定役務）は地域的な限定が必要と考えられる（商標法第4条第1項第16号）。この地域団体商標の指定商品（指定役務）の地域的な限定は、地域団体商標登録出願に係る商標を使用していた商品（役務）と密接な関連性を有する地域の名称により判断される。

原則的には、商標中の地域の名称との関係で、地域的な限定を付すことになるが、必ずしも地域団体商標中の地域の名称と同一の文字からなる限定を付す必要はない（例えば、旧国名の場合等）。また、商標の構成によっては、適切な地域的な限定が一つとは限らない。

地域的な限定については、審査対象となる地域団体商標の商標法第7条の2第1項の要件を満たしている地域の名称との関係で適切と考えられる範囲内で、商品の品質（役務の質）の誤認を生じさせない程度に限定するものとする（商標法第4条第1項第16号を適用）。

47.101.08

他人の周知商標と同一又は類似の商標について

複数の団体が同一又は類似の商標を使用しており、その複数の団体の商標がいずれも周知となっている場合には、需要者に混同を生じさせるおそれがあるため、通常の商標について同様の状態にある場合と同じく、商標法第4条第1項第10号の規定により、地域団体商標の登録を受けることはできない。

ただし、共同出願（名義変更をした場合を含む）したときは、本号の適用はないものとする。

1. 文字の種類が同一であるが、書体が相違している場合

複数の団体が使用をする商標が相違する場合であっても、その相違が外観上同視し得る程度であり、出願商標との同一性があるような場合であれば、類似の商標を使用している複数団体がまとまって共同出願をし（又は、出願の後には共同出願に名義変更をし）、全体として地域団体商標の登録要件を具備したものと判断される場合、これら複数の団体又はその構成員の業務に係る商品（役務）を表示するものとして周知となっているとして、登録が認められる場合もあるものとする。

具体例

商標「東京小豆」を商品「小豆」に甲農業協同組合が使用し、商標「東京小豆」を商品「小豆」に乙農業協同組合が使用して各々が商標法第7条の2第1項の要件を具備する場合には、商標法第4条第1項第10号の適用がされるところであるが、地域団体商標「東京小豆」で指定商品「小豆」について甲及び乙農業協同組合の共同出願とすることによって、登録が認められる。

2. 文字の種類が相違している場合

複数の団体が使用している商標が、それぞれ漢字とひらがなの場合のように文字の種類が相違する場合は、これらの商標は各々異なることから一の地域団体商標登録出願とすることはできず、地域団体商標の登録を受けることはできない。

具体例

商標「東京小豆」を指定商品「小豆」に甲農業協同組合が使用しており、商標「とうきょうあずき」を指定商品「小豆」に乙農業協同組合が使用している場合、各々の地域団体商標が商標法第7条の2第1項の要件を

47.101.08

具備していても、需要者に混同を生じさせるおそれがあるため、商標法第4条第1項第10号が双方の地域団体商標登録出願に適用されて登録を受けることができない。

47.101.09

他人の業務と出所の混同を生ずるおそれがあるか**どうかの判断について**

登録された地域団体商標は、需要者間に広く知られたものであることにより商標登録されたものであるところ、その周知性により商標又は商品(役務)の同一又は類似の範囲を超えて出所の混同を生ずる場合がある。

特に、地域団体商標制度導入の趣旨は、全国的な周知性を獲得していく段階にある商標を第三者が便乗使用する行為を排除することにあることから、地域団体商標についても、商標法第4条第1項第11号の適用が困難であっても、出所の混同が生ずるおそれがある商標については、商標法第4条第1項第15号の適用を考慮するものとする。

例えば、以下の場合には商標法第4条第1項第15号を適用するものとする。

商品(役務)が非類似で、登録された地域団体商標と同一の文字部分を含む後願商標であって、その指定商品が登録された地域団体商標の指定商品との関係で、原材料とその加工品のような関係にある場合

具体例

- 1) 指定商品「東京都産のみかん」について登録された地域団体商標「東京みかん」、指定商品「みかんジュース」について後願商標が「東京みかん入り」(「東京みかん」の文字部分を含む)の場合
- 2) 指定商品「東京都産のビール」について登録された地域団体商標「東京ビール」、指定役務「飲食物の提供」について後願商標が「東京ビール」の文字部分を含む場合